田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

10

上

◇告 示 ページ ○ 北九州市子ども医療費支給要綱等の一部を改正する告示【子ども家庭 局子育て支援部子育て支援課】 2 ○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【 環境局環境監視部環境監視課】 4 ◇ 公 告 ○ 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部 商業・サービス産業政策課】 5 ◇ 上下水道局 ○ 賃貸借契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部広域事 業課】 7 ◇ 訂 正 〇 第5008号の訂正【財政局税務部税制課】

北九州市告示第396号

北九州市子ども医療費支給要綱等の一部を改正する告示を次のように定める

令和3年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市子ども医療費支給要綱等の一部を改正する告示

(北九州市子ども医療費支給要綱の一部改正)

第1条 北九州市子ども医療費支給要綱(昭和48年北九州市告示第107号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

オ 15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の 最初の3月31日までの者

第3条第1項第2号中「による」の次に「被保険者、組合員若しくは加入者又はこれらの」を加え、同条第2項第2号中「前条第1号ウ又はエ」を「前条第1号ウからオまでのいずれか」に改める。

第4条第1項中「同号工」の次に「又はオ」を加える。

第6条に次の1項を加える。

5 市長は、第2条第1号エに該当する者で子ども医療証の交付又は更新を受けているものが、15歳に達する日後の最初の4月1日において引き続き第3条に規定する支給要件に該当するときは、当該受給資格者の子ども 医療証を更新するものとする。

(北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部改正)

第2条 北九州市重度障害者医療費支給要綱(昭和49年北九州市告示第23 1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「15歳」を「18歳」に、「及び入院時食事療養費」を「並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費」に改める。

(北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱の一部改正)

第3条 北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱(昭和58年北九州市告示第 283-2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「入院時食事療養費」の次に「及び入院時生活療養費」を加え、「6歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」を「ひとり親家庭の児童及び父母のない児童」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の北九州市子ども医療費支給要綱第2条第1号 オ、第3条第1項第2号及び第2項第2号、第4条第1項並びに第6条第5 項の規定、第2条の規定による改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱 第4条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の北九州市ひとり親家 庭等医療費支給要綱第4条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に行わ れる医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る 医療費の支給については、なお従前の例による。

北九州市告示第397号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和3年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 形質変更時要届出区域の所在地北九州市戸畑区牧山五丁目1788番1及び1799番1の各一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の名称
 クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン、チオベンカルブ並びに有機りん化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の名称 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及び その化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合 物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市公告第824号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和3年12月3日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス岸の浦店・ほっともっと岸の浦店 北九州市八幡西区岸の浦一丁目7番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - (1) 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山英昭
 - (2) 株式会社プレナス 福岡市博多区上牟田一丁目19番21号 代表取締役 塩井辰男
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名
 - ア 変更前

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 宇野正晃

イ 変更後

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号代表取締役 宇野正晃

他1者

イ 変更後

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 横山英昭 他2者

他乙省

- 4 変更の年月日令和3年8月24日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和3年11月24日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年4月4日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年4月4日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局公告第133号

一般競争入札により、賃貸借契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。)において準用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年12月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 北九州市上下水道局公用自動車借入れ及び保守業務契約 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年8月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市水道局管理規程第2号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年 12月8日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格審査申請 を行わなければならない。

- 4 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号北九州市上下水道局総務経営部広域事業課
 - イ 日時 この公告の日から令和3年12月21日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
 - (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
 - (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年12月8日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争参加の申出書を北九州市上下水道局総務経営部広域事業課に提出しなければならない。
 - (5) 郵送及び電送による入札は、認めない。
 - (6) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第一入札室
 - イ 日時 令和3年12月21日午前10時
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第 1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ て入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市上下水道局総務経営部広域事業課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 電話 093-582-3141

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和3年	第5008号	1 0	上から26行目	令和	令和令和
			上から31行目	令和	平成